

京都市告示第352号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年10月21日

京都市長 門川大作

道路の種類            府道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
西陣杉坂線	北区大宮積 <small>迦</small> 谷11番地の1地先から	旧	メートル 688.90	メートル 4.20 ~ 59.40
	同町15番地の1地先まで	新	688.90	4.20 ~ 60.40

(建設局土木管理部道路明示課)